

令和3年度 グリーン調達計画



[目次]

1 目的	・・・1
2 特定調達物品及び判断基準等	・・・1
3 適合状況の確認	・・・1
4 適正量の購入	・・・1
5 報告	・・・1
6 その他	・・・2
令和3年度グリーン調達 特定調達物品一覧	・・・3
特定調達物品及び判断基準等	・・・4~16
参考資料 特定調達物品及び判断基準等の見直し一覧	・・・17~19

1 目的

この計画は、「春日井市環境物品等の調達に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、率先して環境物品等の調達の推進を図るため、春日井市が調達する物品等に関する計画を策定し、積極的に環境物品等への需用の転換を図ることを目的とする。

2 特定調達物品及び判断基準等

- (1) 令和3年度の特定調達物品（重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類）における品目及び判断基準等は「特定調達物品及び判断基準等」（P4～16）のとおりとし、指定された品目について「判断基準」を満たすものを調達すること。
- (2) 前年度からの変更点については参考資料「特定調達物品及び判断基準等の見直し一覧」（P17～19）を参照すること。
- (3) 適合品が確認できない場合または品質、性能等により適合商品を選択することが不可能な場合はこの限りでない。
また、指定されていない品目については、基本方針に従って調達するものとする。

3 適合状況の確認

特定調達物品を調達する際は、カタログの**グリーン購入適合商品**、**グリーン購入法**等の表示を参考にしてください。

また、次の表を参考にする他、判定が難しい場合はメーカー又は取扱事業者等へ確認すること。

種類	情報の内容	入手先
エコ商品ネット(グリーン購入ネットワーク作成)	グリーン購入ネットワーク(GPN)の購入ガイドラインに即した項目に関する環境情報	GPN ホームページ
エコマーク商品カタログ	エコマーク認定ポイント	エコマーク商品総合情報サイト

4 適正量の購入

本計画に適合する物品を購入する場合であっても、在庫数の把握や使用方法及び使用量の見直し等により、適正な量を調達するよう努めること。

5 報告

各課等において常に調達状況を確認するとともに、調達の状況を1年間に1回報告書により環境政策課へ報告すること。

なお、リース及びレンタル契約に関しては、新たに機器を調達する場合及び機種を変更する場合について報告するものとする。

6 その他

(1) 協力要請

各課等は、物品等を納入する業者が自動車を使用する場合は、本計画で定められた自動車を利用するとともに、アイドリングストップ等を行うなど、環境に配慮した取組を行うよう協力を要請するものとする。

(2) 理由

基本方針及びこの調達計画に適合しない物品を調達するときは、その理由を明確に説明できるようにすること。

令和3年度グリーン調達 特定調達物品一覧

分野・分類	No.	品目	単位	掲載頁	分野・分類	No.	品目	単位	掲載頁	
(1) 紙類	1	コピー用紙	枚	4	(2) 文具類	38	バインダー	点	7	
	2	フォーム用紙	枚	4		39	つづりひも	点	8	
	3	塗工されていない印刷用紙	枚	4		40	事務用封筒 (紙製)	枚数	8	
	4	塗工されている印刷用紙	枚	4		41	窓付き封筒 (紙製)	枚数	8	
	5	トイレットペーパー	巻数	4		42	ノート	点	8	
(2) 文具類	6	シャープペンシル	点	5		43	パンチラベル	点	8	
	7	シャープペンシル替芯	点	5		44	タックラベル インデックスラベル	点	8	
	8	ボールペン	点	5		45	付箋紙	点	8	
	9	マーキングペン (蛍光ペン)	点	5		46	チョーク	点	8	
	10	鉛筆	点	5		(3) 画像機器等	47	コピー機	台	9
	11	スタンプ台	点	5			48	複合機	台	9
	12	朱肉	点	5	49		プリンタ	台	9	
	13	ゴム印	点	5	50		プリンタ複合機	台	9	
	14	回転ゴム印	点	5	51		ファクシミリ	台	9	
	15	定規	点	5	52		スキャナ	台	9	
	16	消しゴム	点	5	53		トナーカートリッジ	個	10	
	17	ステープラー (汎用型)	点	6	54		インクカートリッジ	個	10	
	18	ステープラー (汎用型以外)	点	6	(4) 電子計算機等	55	電子計算機 (パソコン)	台	11	
	19	ステープラー針リムーバー	点	6		56	ディスプレイ	台	11	
	20	連射式クリップ (本体)	点	6		57	記録用メディア	個	11	
	21	事務用修正具 (テープ)	点	6	(5) オフィス機器等	58	電子式卓上計算機	点	12	
	22	事務用修正具 (液状)	点	6	(6) 照明	59	蛍光灯 (大きさの区分40形直 管蛍光灯)	点	12	
	23	クラフトテープ	点	6		60	電球形状のランプ	点	13	
	24	粘着テープ (布粘着)	点	6	(7) 自動車	61	乗用車	点	14	
	25	両面粘着紙テープ	点	6		62	小型バス	点	14	
	26	製本テープ	点	6		63	小型貨物車	点	14	
	27	はさみ	点	6		64	バス等	点	14	
	28	パンチ (手動)	点	6		65	トラック等	点	14	
	29	紙めくりクリーム	点	6	(8) 消火器	66	消火器	点	15	
	30	鉛筆削 (手動)	点	6	(9) 作業服類	67	作業服	着数	15	
	31	メディアケース	点	7		68	作業手袋	組数	15	
	32	マウスパッド	点	7	(10) 災害備蓄用品	69	災害備蓄用飲料水	本	16	
	33	カッターナイフ	点	7		70	アルファ化米	個	16	
	34	デスクマット	点	7		71	保存パン	個	16	
	35	のり (液状) (補充用を含む)	点	7		72	乾パン	個	16	
	36	のり (固形) (補充用を含む)	点	7	(11) ごみ袋等	73	プラスチック製ごみ袋	枚数	16	
	37	ファイル	点	7						

特定調達物品及び判断基準等

定義 【判断基準】：本計画に適合する物品の要件であり、指定した品目について判断基準を満たすものを調達すること。
 【配慮事項】：本計画に適合する物品の要件ではないが、配慮することが望ましい事項。

(1) 紙類※1

No.	品目	判断基準・配慮事項
1	コピー用紙	【判断基準】 ・総合評価値（※2）80以上であること。 [配慮事項] ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
2	フォーム用紙	【判断基準】 ・古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%以下であること。 [配慮事項] ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
3	塗工されていない印刷用紙※3	【判断基準】 ・総合評価値（※2）80以上であること。 [配慮事項] ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
4	塗工されている印刷用紙※4	【判断基準】 ・総合評価値（※2）80以上であること。 [配慮事項] ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
5	トイレットペーパー	【判断基準】 ・古紙パルプ配合率100%であること。 [配慮事項] ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

※1 本項の対象となる紙類は、ノーカーボン紙、裏カーボン印刷の連続用紙、OCR用紙、圧着はがき、はがきは除く。

※2 総合評価値とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び坪量を算定式により算出し、一定以上のポイントを獲得した製品を適合品とみなす考え方。

総合評価値及びその内訳は製品に記載されている。ただし、製品にその内訳が記載されていない場合は、ウェブサイト等で確認すること。

※3 塗工されていない印刷用紙とは、各課等が調達した用紙で表面に塗工（表面に塗料が塗布された美感や平滑さを高めた紙）処理がされていない用紙をいう。

※4 塗工されている印刷用紙とは、各課等が調達した用紙で表面に塗工（表面に塗料が塗布された美感や平滑さを高めた紙）処理がされている用紙で、ポスターなどに用いられるものをいう。

(2) 文具類

No.	品 目	判断基準・配慮事項
	文具類共通	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入法適合物品であること。 <p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ・製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能なかぎり使用されていること。 <p>注) 文具類に定める特定調達物品については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の品目について判断の基準(●印)を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準(●印)を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみ上記の判断の基準を適用する。</p>
6	シャープペンシル	<p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残芯が可能な限り少ないこと。
7	シャープペンシル替芯	(判断基準は容器に適用)
8	ボールペン	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●文具類共通の判断の基準を満たすこと、かつ芯が交換できること。
9	マーキングペン (蛍光ペン)	<p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品が交換又は補充できること。
10	鉛筆	
11	スタンプ台	<p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インク又は液が補充できること。
12	朱肉	<p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インク又は液が補充できること。
13	ゴム印	
14	回転ゴム印	
15	定規	
16	消しゴム	(判断基準は巻紙《スリーブ》又はケースに適用)

No.	品 目	判断基準・配慮事項
17	ステープラー (汎用型)	[配慮事項] ・再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離又は分別の工夫がなされていること。
18	ステープラー (汎用型以外)	[配慮事項] ・再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離又は分別の工夫がなされていること。
19	ステープラー針リ ムーバー	[配慮事項] ・再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離又は分別の工夫がなされていること。
20	連射式クリップ (本体)	
21	事務用修正具 (テープ)	[配慮事項] ・消耗品が交換できること。
22	事務用修正具 (液状)	(判断基準は容器に適用)
23	クラフトテープ	[配慮事項] ・粘着剤が水または弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり…水溶性又は水分散型の粘着材が使用され、樹脂ラミネート加工がなされていないこと。
24	粘着テープ (布粘着)	
25	両面粘着紙テープ	
26	製本テープ	(判断基準はテープ基材に適用)
27	はさみ	[配慮事項] ・再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離又は分別の工夫がなされていること。
28	パンチ (手動)	
29	紙めくりクリーム	(判断基準は容器に適用)
30	鉛筆削(手動)	[配慮事項] ・再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離又は分別の工夫がなされていること。

No.	品 目	判断基準・配慮事項
31	メディアケース ※1	<p>【判断基準】</p> <p>●次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>②CD、DVD 及びBD 用にあつては、厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること。</p> <p>③植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p>
32	マウスパッド	
33	カッターナイフ	
34	デスクマット	
35	のり（液状） （補充用を含む）	<p>（判断基準は容器に適用）</p> <p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容物が補充できること。
36	のり（固形） （補充用を含む）	<p>（判断基準は容器・ケースに適用）</p> <p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品が交換できること。
37	ファイル	<p>【判断基準】</p> <p>●次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①文具類共通の判断基準を満たすこと。</p> <p>②クリアホルダーにあつては、上記①の要件を満たすこと、又は、植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p> <p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分離廃棄ができる構造になっていること。配慮事項…再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離又は分別の工夫がなされていること。
38	バインダー※2	<p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分離廃棄ができる構造になっていること。

No.	品 目	判断基準・配慮事項
39	つづりひも	<p>【判断基準】</p> <p>●次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料が古紙パルプ配合率70%以上であること。</p> <p>②金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチック（※3）がプラスチック重量の70%以上を使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料（※4）からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。</p> <p>③上記①又は②以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p>
40	事務用封筒 (紙製)	<p>【判断基準】</p> <p>●古紙パルプ配合率40%以上であること。</p>
41	窓付き封筒 (紙製)	<p>【判断基準】</p> <p>●古紙パルプ配合率40%以上であること（窓部分に紙を使用している場合は、窓部分には適用しない。）。</p> <p>●窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること、又は植物を原材料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p>
42	ノート	<p>【判断基準】</p> <p>●古紙パルプ配合率70%以上であること。</p> <p>●塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/m²以下であること。</p>
43	パンチラベル	<p>[配慮事項]</p> <p>・粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないもの。</p>
44	タックラベル	<p>[配慮事項]</p> <p>・粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないもの。</p>
45	インデックスラベル 付箋紙	
46	チョーク	<p>【判断基準】</p> <p>●再生材料が10%以上使用されていること。</p>

※1 本項の判断の基準の対象となる「メディアケース」は、CD、DVD及びBD用とする。

※2 「バインダー」とは、穴をあけずにとじるMPバインダー、リングバインダー等をいう。

※3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

※4 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料または製品をいう。

(3) 画像機器等

No.	品 目	判断基準・配慮事項
47 48	コピー機 複合機※1	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際エネルギースタープログラム適合品であること。 ・少なくとも25グラムを超える部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。 ・使用済部品の回収及び部品の再使用又は材料のマテリアルリサイクルのシステムがあること。また、回収した機器の再使用又は再生利用できない部品については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋め立てされないこと。 <p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 ・分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
49 50	プリンタ プリンタ複合機 ※2	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際エネルギースタープログラム適合品であること。 ・少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。 <p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
51 52	ファクシミリ スキャナ	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際エネルギースタープログラム適合品であること。 <p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

No.	品 目	判断基準・配慮事項
53	トナーカートリッジ	<p>【判断基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済みトナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルシステムがあること。 ・回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量（トナーを除く。）の50%以上であること。 ・回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済全体質量（トナーを除く。）の95%以上であること。 <p>②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
54	インクカートリッジ	<p>【判断基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済インクカートリッジの回収システムがあること。 ・回収したインクカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量（インク除く。）の25%以上であること。 ・回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量（インク除く。）の95%以上であること。 <p>②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

※1 「複合機」とは、コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。

※2 「プリンタ複合機」とは、プリント機能に加えて、コピー、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。

(4) 電子計算機等

No.	品目	判断基準・配慮事項
55	電子計算機 (パソコン)	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費効率について国際エネルギースタープログラム基準又は省エネ法の基準を満たすこと。 ・筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、少なくとも筐体又は部品の一つに再生プラスチック又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 <p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源有効利用促進法の判断基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ・製品とともに提供されるマニュアルやリカバリ CD 等の付属品が可能な限り削減されていること。
56	ディスプレイ	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際エネルギースタープログラム適合品であること。 <p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
57	記録用メディア ※1	<p>(判断基準は容器に適用)</p> <p>【判断基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること。 ※2</p> <p>②厚さ 5 mm 程度以下のスリムタイプケースであること、又は集合タイプ (スピンドルタイプなど) であること。</p> <p>③植物を原料とするプラスチックが使用されていること。</p> <p>④紙製にあつては、古紙パルプ配合率 70%以上であること。</p> <p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

※1 本項の判断の基準の対象とする「記録用メディア」は、直径 12 cm の CD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM、BD-R、BD-RE とする。

※2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

(5) オフィス機器等

No.	品 目	判断基準・配慮事項
58	電子式卓上計算機 ※1	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。 ・再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 <p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

※1 判断の基準の対象とする「電子式卓上計算機」は、通常の行政事務の用に供するものとする。(関数計算など出来る計算機は除外。)

(6) 照明

No.	品 目	判断基準・配慮事項
59	蛍光ランプ (大きさの区分40形直管蛍光ランプ)	<p>【判断基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①高周波点灯専用形(Hf)である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア ランプ効率が100lm/W以上であること。 イ 水銀封入量は製品平均5mg以下であること。 ウ 定格寿命は10,000時間以上であること。 <p>②ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア ランプ効率が85lm/W以上であること。 イ 水銀封入量は製品平均5mg以下であること。 ウ 定格寿命は10,000時間以上であること。 <p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

No.	品 目	判断基準・配慮事項
60	電球形状のランプ ※1	<p>【判断基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①電球型 LED ランプである場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア 演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。</p> <p>イ 定格寿命は40,000時間以上であること。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、30,000時間以上であること。</p> <p>②電球形蛍光ランプである場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア 水銀封入量は製品平均4mg以下であること。</p> <p>イ 定格寿命は6,000時間以上であること。</p> <p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

※1 本項の判断の基準の対象とする電球形状のランプは、電球用ソケットにそのまま使用可能なランプとする。ただし、人感センサ、非常用照明（直流電源回路）等は除く。

(7) 自動車

No.	品目	判断基準・配慮事項
61	乗用車※1	【判断基準】 ・次世代自動車（※6）であること又は別表の燃費基準及び排出ガス基準を満たすこと。 ただし、ハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車については、当該自動車の燃料種及び車種に対応する別表の区分ごとの燃費基準を満たしている場合に適合となる。 【配慮事項】 ・エコドライブ支援機能を搭載していること。※7
62	小型バス※2	
63	小型貨物車※3	
64	バス等※4	
65	トラック等※5	

※1 「乗用車」とは、乗車定員9人若しくは10人以下かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車であって、普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。

※2 「小型バス」とは、乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車をいう。

※3 「小型貨物車」とは、車両総重量3.5t以下の貨物自動車をいう。

※4 「バス等」とは、乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車をいう。

※5 「トラック等」とは、車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車を除く。）をいう。

※6 「次世代自動車」とは、電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。

※7 「エコドライブ支援機能」とは、最適なアクセル操作、シフトチェンジ等の運転者への支援機能、エコドライブ実施状況の表示、分析・診断等の機能、カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等をいう。

別表

区分	車種別	ガソリン		ディーゼル	LPガス	
		燃費	排ガス	燃費	燃費	排ガス
乗用車 小型バス（車両総重量3.5t以下）	乗用車（定員10人以下）	2020年度（平成32年度）基準達成車	平成30年基準50%低減又は平成17年基準75%低減達成車	2020年度（平成32年度）基準達成車	2020年度（平成32年度）基準達成車	平成30年基準50%低減又は平成17年基準75%低減達成車
	小型バス（定員11人以上）	平成27年度基準達成車	平成30年基準50%低減又は平成17年基準75%低減達成車	平成27年度基準達成車	対象外	
小型貨物車（車両総重量3.5t以下）	軽貨物車	平成27年度基準達成車	平成30年基準50%低減又は平成17年基準75%低減達成車	平成27年度基準達成車	平成27年度基準達成車	平成17年基準50%低減達成車
	軽量貨物車（1.7t以下）					
	中量貨物車（1.7t超2.5t以下）				対象外	
	2.5t超3.5t以下			対象外		
重量車（車両総重量3.5t超）	路線バス、一般バス	対象外		平成27年度基準達成車	対象外	
	トラック等	対象外		平成27年度基準達成車	対象外	

(8) 消火器

No.	品 目	判断基準・配慮事項
66	消火器※1	【判断基準】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消化薬剤に、再生材料が40%以上使用されていること。 ・ 製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。

※1 対象は、粉末ABC消火器とする。(A：普通火災、B：油火災、C：電気火災)。

(9) 作業服類

No.	品 目	判断基準・配慮事項
67	作業服	【判断基準】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、再生PET樹脂(PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの)から得られるポリエステルが、製品全体で50%以上使用されていること。 [配慮事項] <ul style="list-style-type: none"> ・ 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ・ 製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維※1又は反毛繊維※2が使用されていること。
68	作業手袋	【判断基準】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 主要材料が繊維(天然繊維及び化学繊維)の場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ② ポストコンシューマ材料※3からなる繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ③ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの※4が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率※5が10%以上であること。 ④ 未利用繊維※1が製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。

※1 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維(リンター等)を再生した繊維をいう。

※2 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再製した繊維をいう。

- ※3 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
- ※4 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷においてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- ※5 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、製品全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。

(10) 災害備蓄用品

No.	品 目	判断基準・配慮事項
69	災害備蓄用飲料水※1	【判断基準】 <ul style="list-style-type: none"> ・賞味期限が5年以上であること。 ・製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。
70 71 72	アルファ化米 保存パン 乾パン ※1	【判断基準】 <ul style="list-style-type: none"> ・賞味期限が5年以上であること。 ・製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。

※1 対象とする「災害用備蓄飲料水」、「アルファ化米」、「保存パン」、「乾パン」は、災害用に長期保存する目的で調達するものとする。

(11) ごみ袋等

No.	品 目	判断基準・配慮事項
73	プラスチック製ごみ袋	【判断基準】 <p>①次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア 植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果（※1）が確認されたものが、プラスチック重量の10%以上使用されていること。</p> <p>イ 再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。</p> <p>②上記①ア又は①イに関する情報が表示されていること。</p> 【配慮事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・シートの厚みを薄くする等可能な限り軽量化が図られていること。 ・植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が可能な限り高いこと。 ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

※1 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

特定調達物品及び判断基準等の見直し一覧

分野	No.	品目	見直し等の概要
紙類 5品目	1	コピー用紙	
	2	フォーム用紙	
	3	塗工されていない印刷用紙	
	4	塗工されている印刷用紙	
	5	トイレットペーパー	
文具類 41品目	6	シャープペンシル	
	7	シャープペンシル替芯	
	8	ボールペン	
	9	マーキングペン (蛍光ペン)	
	10	鉛筆	
	11	スタンプ台	
	12	朱肉	
	13	ゴム印	
	14	回転ゴム印	
	15	定規	
	16	消しゴム	
	17	ステープラー (汎用型)	
	18	ステープラー (汎用型以外)	
	19	ステープラー針 リムーバー	
	20	連射式クリップ (本体)	
	21	事務用修正具 (テープ)	
	22	事務用修正具 (液状)	
	23	クラフトテープ	
	24	粘着テープ(布粘着)	
	25	両面粘着テープ	
	26	製本テープ	
	27	はさみ	
	28	パンチ(手動)	

	29	紙めくりクリーム	
	30	鉛筆削（手動）	
	31	メディアケース	<p>国の方針に沿って掲載順を見直し、判断基準に「①金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。」を追加。</p> <p>「①文具共通の判断基準を満たすこと。」を削除。</p>
	32	マウスパッド	国の方針に沿って掲載順を見直し。
	33	カッターナイフ	国の方針に沿って掲載順を見直し。
	34	デスクマット	国の方針に沿って掲載順を見直し。
	35	のり（液状） （補充用を含む）	国の方針に沿って掲載順を見直し。
	36	のり（固形） （補充用を含む）	国の方針に沿って掲載順を見直し。
	37	ファイル	
	38	バインダー	
	39	つづりひも	国の方針に沿って判断基準①に「金属を除く」、②に「金属を除く」を追加。
	40	事務用封筒（紙製）	国の方針に沿って掲載順、分野を「封筒」から「文具類」に見直し。
	41	窓付き封筒（紙製）	国の方針に沿って掲載順、分野を「封筒」から「文具類」に見直し。
	42	ノート	国の方針に沿って掲載順を見直し。
	43	パンチラベル	国の方針に沿って掲載順を見直し。
	44	タックラベル インデックスラベル	国の方針に沿って掲載順を見直し。
	45	付箋紙	国の方針に沿って掲載順を見直し。
	46	チョーク	国の方針に沿って掲載順を見直し。
画像機器等 8品目	47	コピー機	
	48	複合機	
	49	プリンタ	
	50	プリンタ複合機	
	51	ファクシミリ	
	52	スキャナ	
	53	トナーカートリッジ	<p>国の方針に沿って判断基準に「○次のいずれかの要件を満たすこと。」「①次の要件を満たすこと。」及び「②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。」を追加。</p>

	54	インクカートリッジ	国の方針に沿って判断基準に「○次のいずれかの要件を満たすこと。」「①次の要件を満たすこと。」及び「②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。」を追加。
電子計算機等 3品目	55	電子計算機(パソコン)	
	56	ディスプレイ	
	57	記録用メディア	
オフィス機器等 1品目	58	電子式卓上計算機	
照明 2品目	59	蛍光灯(大きさの区分40形直観蛍光灯)	
	60	電球形のランプ	
自動車 5品目	61	乗用車	国の方針に沿って自動車の品目名を分割、判断基準を「次世代自動車であること又は別表の燃費基準及び排出ガス基準を満たすこと。 ただし、ハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車については、当該自動車の燃料種及び車種に対応する別表の区分ごとの燃費基準を満たしている場合に適合となる。」に見直し。
	62	小型バス	
	63	小型貨物車	
	64	バス等	
	65	トラック等	
消火器 1品目	66	消火器	国の方針に沿って掲載順を見直し。
作業服 類 2品目	67	作業服	国の方針に沿って掲載順を見直し。
	68	作業手袋	国の方針に沿って掲載順を見直し。
災害備蓄用品 4品目	69	災害備蓄用飲料水	国の方針に沿って掲載順、品目名を「ペットボトル飲料水」から見直し。
	70	アルファ化米	国の方針に沿って掲載順を見直し。
	71	保存パン	国の方針に沿って掲載順を見直し。
	72	乾パン	国の方針に沿って掲載順を見直し。
ごみ袋等 1品目	73	プラスチック製ごみ袋	国の方針に沿って分野、品目を新規追加。